

監 査 報 告 書

日 本 年 金 機 構
理事長 水島 藤一郎 殿

私たち監事は、日本年金機構法第12条第4項の規定に基づき、日本年金機構(以下「機構」)の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2事業年度(第12期)の業務の状況及び財務の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

機構の監査にあたり、私たち監事が定めた監査方針及び監査計画等に従い、役員及び職員(以下「役職員」)、監査部並びに会計監査人と意思疎通を図り、理事会その他重要な会議への出席、役職員に対するヒアリング、重要な文書の閲覧、重要な財産の取得、処分及び管理の状況についての調査、法令・規程等違反行為の有無、重要な業務上の事故等に関する報告聴取を行い、検討を加えました。

また、決算担当部署等から財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について報告聴取を行い、検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

(1) 業務の状況

イ 令和2事業年度(第12期)事業報告書は、厚生労働省年金局長通知(平成31年3月29日付年発0329第3号「財務諸表に添付する事業報告書について」)に基づき、機構の状況を正しく示しているものと認めます。

ロ 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実はありません。

ハ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び役員の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、事業報告書に記載の、年金給付をはじめとした業務品質の向上に向けた取り組みにつきましても、業務体制の一層強化を図り、継続的に実効性が向上していることを確認しておりますが、監事としては、今後さらなる強化についてその進捗を検証してまいります。

(2) 財務の状況

イ 財務諸表(利益の処分に関する書類を除く。)は、機構の財産の状況、損益の状況、キャッシュ・フローの状況、行政コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

ロ 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認めます。

ハ 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

ニ 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年6月15日

日 本 年 金 機 構

監 事 石 原 亨 (印)

監 事 矢 内 訓 光 (印)